

令和8年3月

「地域教員希望枠を活用した教員養成大学・学部の機能強化事業」 公募説明会

以下の内容は、令和8年度予算案の今後の国会審議の状況等により、変更する可能性があります。

地域教員希望枠を活用した 教員養成大学・学部の機能強化

令和8年度予算額（案）

451百万円

（前年度予算額）

451百万円

※金額には事務費を含む。



文部科学省

背景・課題

- 子供たちへの質の高い教育を担う教師には、志ある優れた人材を得ることが必要。
- 近年、公立学校の教員採用倍率は低下傾向。
- 大学の教員養成段階から地域の教育委員会と連携・協働し、地域や現場ニーズに対応した質の高い教師を、継続的・安定的に養成し、確保することが重要。

事業内容

- 全国的な教育水準の維持・向上に資する教師養成をミッションとする教員養成学部・大学と教育委員会が連携・協働した教員養成の取組強化に係る経費を支援。
- 大学入学者選抜における【地域教員希望枠】の導入や地域課題に対応したコース・カリキュラム構築、高校生に対する特別プログラム構築・拡充し、大学における地域貢献機能を充実。
- ➡大学入学前から教員採用に至るまでの一貫した取組を促進
- ➡地域課題に対応した教員養成プログラムの構築により、単なる大学の機能強化にとどまらず、「令和の日本型学校教育」の牽引役として、成果を社会全体還元して社会的インパクトを創出するとともに、地域の公教育の質を確保

<地域課題に対応したコース・カリキュラム構築の例>

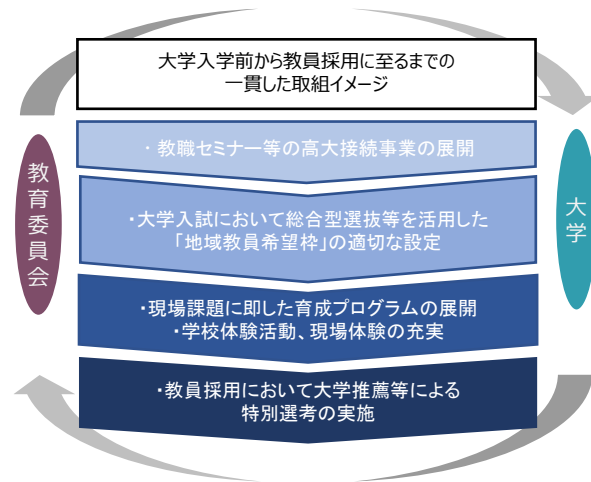
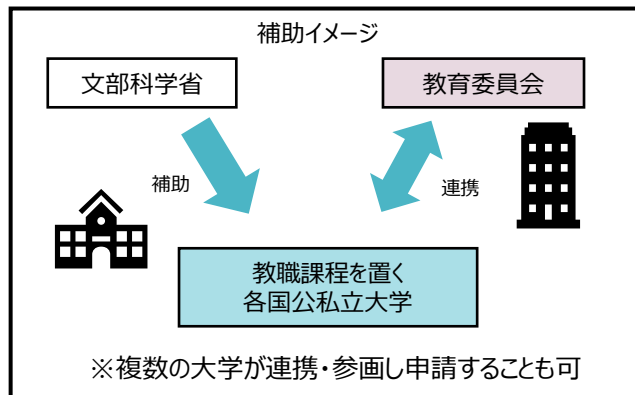
- ① 離島・へき地、特別支援教育、不登校対応、日本語教育等、特色ある実習校における早期からの学校体験活動の充実等、地域課題に対応した教員養成カリキュラムの構築
- ② 特定分野に強みや専門性を有する教員養成プログラムの構築（教育DX、教育データの利活用、心理・福祉、社会教育等）
- ③ 教員養成段階における留学の促進や海外大学と連携した教育課程の構築
- ④ 新しい学校づくりの有力な一員となり得る高度人材養成のための5年一貫プログラムの開発等、学部・教職大学院の連携・接続の強化
- ⑤ 採用者数や免許状保持者が少ない免許種等に関する、広域的な養成機能・体制構築 等

| | | | |
|---------------|----------|-------------------|----------|
| ・件数・単価：【既選定分】 | 単独事業 | 【上限】970万円（定額補助） | 【件数】30箇所 |
| | 複数大学連携事業 | 【上限】1,700万円（定額補助） | 【件数】1箇所 |
| 【新規】 | 単独事業 | 【上限】970万円（定額補助） | 【件数】15箇所 |
| | 複数大学連携事業 | 【上限】1,700万円（定額補助） | 【件数】1箇所 |

・補助期間：令和6年～令和10年（最長5年）、事業3年目に中間評価を実施

・対象：教職課程を置く各国公私立大学

抜粋版



地域教員希望枠を活用した教員養成大学・学部の機能強化事業(令和8年度選定)年次計画 (イメージ)

R7年度
(0年目)

R8年度
(1年目)

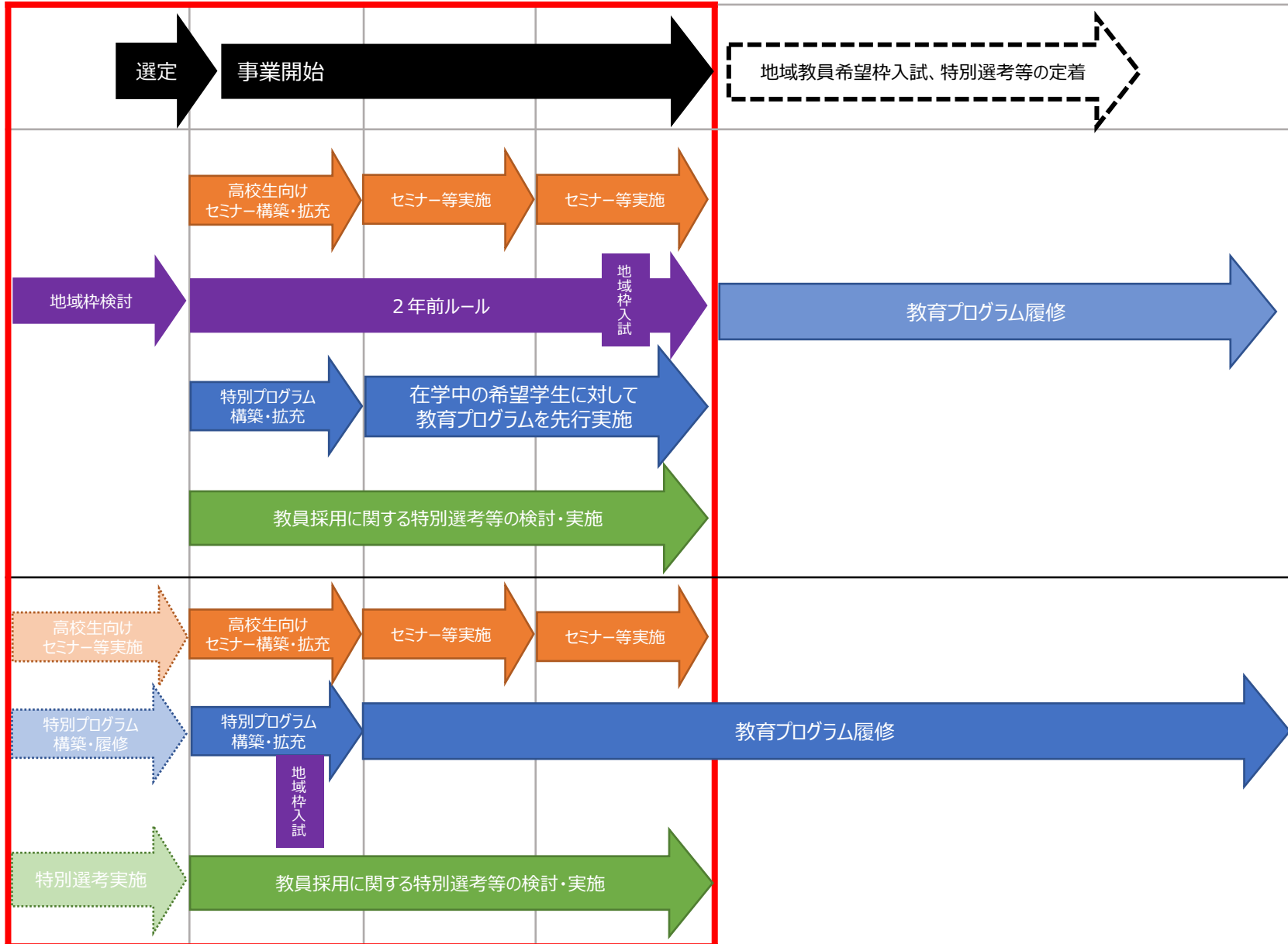
R9年度
(2年目)

R10年度
(3年目)

R11年度以降
(4年目以降)

現在「地域教員希望枠入試」を実施していない大学

現在「地域教員希望枠入試」を実施している大学



選定件数及び補助期間(公募要領P2)

以下は公募要領の主な抜粋であり
申請に当たっては要領本文等も参照とすること

① 単独事業 15件程度

② 連携事業 1件程度

- ただし、申請の状況等により予算の範囲内で調整を行うことがあります。
- 連携事業とは、複数の大学が連携して取り組み、連携大学においても地域教員希望枠入試の実施や特別な教育プログラム等を実施する事業を指します。

【事業期間】

①単独事業、②連携事業ともに令和10年度までの最大3年間。

- ただし、国の財政状況等によりこれを必ず保証するものではなく、毎年度の評価等結果にもよります。

【補助基準額】

- ① 単独事業 9,700千円(年間)
- ② 連携事業 17,000千円(年間)

【補助対象経費】

設備整備費、旅費、人件費、事業推進費 等

- ・ 審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありません。
- ・ 総事業費が補助金基準額を超える場合、補助基準額との差額は自己負担となります。
- ・ 本事業は取組の定着化を促す観点から補助基準額は、事業3年目の補助基準額は2/3程度に遡減させることを予定しています。
- ・ 上記によらず、補助基準額については、予算の範囲内で調整する場合があります。

- ① 申請日時時点で教職課程の認定を受けている学科等を有する国公立大学を対象とします。
- ② 事業者は設置者、申請者は学長とし、事業への申請は、文部科学大臣宛てに行うこととする。
- ③ 申請は、大学を単位とします。それ以外の単位(学部、学科、研究科、専攻、専攻課程)で申請することはできません。
- ④ なお、複数の者が共同で補助事業を実施する場合は、主となる一つの者を補助事業者として補助金が交付されます。連携事業の場合も同様に、主となる一つの者を補助事業者として補助金が交付されます。
- ⑤ 事業の趣旨・目的を踏まえ、本事業は67都道府県・指定都市教育委員会又は大阪府豊能地区教職員人事協議会(以下「教育委員会等」という。)のいずれか又は複数の教育委員会との連携を必須とします。
- ⑥ 地域教員希望枠入試が導入又は令和10年度実施の令和11年度入試までの導入計画を有することを必須とします。

公募期間及び提出方法(公募要領P8)

以下は公募要領の主な抜粋であり
申請に当たっては要領本文等も参照とすること

【公募期間】

令和8年3月27日～令和8年4月27日 17時

【提出方法】

- ① 公募要領記載のURLに計画書をアップロード
 - ② アップロードした旨を文部科学省宛てにメールにて連絡
 - ③ 文部科学省はメール受信確認後、翌営業日中に受領通知
- ・ 補助対象経費は、事業を実施するために必要な経費であり、交付決定後に支出した経費に限る。事業を実施するために必要な経費であっても、交付決定前に契約・発注を行った経費については補助の対象とならないので注意すること。

今後のスケジュール(交付要領P12~13)、審査の流れ(審査要項P2)

以下は公募要領の主な抜粋であり
申請に当たっては要領本文等も参照とすること

公募締切 令和8年3月27日~令和8年4月27日 17時

選定結果通知 令和8年6月頃

交付決定 令和8年6月~7月頃

公募説明会 4月3日
質問受付期間~ 4月13日※

※Formsにて受付、電話不可
※回答はQA更新にて対応します

<審査の流れ(イメージ)>

公募要領・審査要項の決定(委員会)



申請資格の確認(文部科学省)



書面審査(委員会)



面接審査(委員会)※必要がある場合のみ実施



書面審査及び面接審査の結果に基づき、合議審査により選定候補を決定(委員会)



選定事業を決定(文部科学省)

1. 補助事業の必要性・事業計画

- ⑦ 本事業で要求される取組を申請時点で独自に始めているか。(取組について、報道含む第三者からも良い取組として情報発信されている場合、構想がより実効性があると判断されることがある。)

3. 事業の実施計画について

- ③ 補助基準額の遡減を踏まえた計画となっており自走化に向けた構想を有しているか。申請経費の内容が、実施計画に照らして妥当かつ効果的であり、無駄がないか。(自己財源や外部資金(自治体・教育委員会の財源による人員派遣等)の利用が計画上明らかな場合、自走化に向けた構想により実効性があると判断されることがある。)
- ④ 高校段階の取組から、入試、教育プログラム、採用まで結びついていることが確認できるか。

＜問＞令和11年度入試において地域枠入試の導入計画があることが必須か。

＜答＞公募要領に記載のとおり、地域教員希望枠入試を新たに設ける場合は、令和10年度実施の令和11年度入試までに開始すること。そのため、入試に関して令和8年度に公表・周知する必要がある。

＜問＞大学が所在する都道府県とは異なる場所に所在する教育委員会と連携することは可能か。

＜答＞可能。(本事業は67都道府県・指定都市教育委員会又は大阪府豊能地区教職員人事協議会のいずれか又は複数の教育委員会との連携を必須とする。)